

第4次 船橋市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

シティ
コミュニケーション船橋の
創出をめざして



令和4年3月
船橋市

はじめに

少子高齢化や核家族化が進行する中で社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護のダブルケア、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーと言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

さらには、頻発している自然災害の脅威や新型コロナウイルス感染症により社会生活にさまざまな影響がある中、地域における人と人のつながりの大切さが再認識されるとともに、住民同士がつながり支え合うことがますます重要になると考えています。

こうした中、本市では、「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマとし、市民相互のコミュニケーションの活性化と市民がお互いに支え合う「共助社会の構築」を目指して、平成17年から地域福祉計画を策定し、地域福祉支援員の配置や安心登録カード事業と連携した災害時の避難行動要支援者対策、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」の設置など、市独自のさまざまな施策を展開してまいりました。

今回策定いたしました第4次地域福祉計画では福祉分野の上位計画として、引き続き支援が必要な人への福祉の充実に努めていくほか、高齢者や障害のある人、子供などのこれまでの分野別の福祉サービスの垣根を越えて、市の関係部署や地域の関係機関が連携し包括的に支援を行う体制づくりを行ってまいります。

市では誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して様々な取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様をはじめ関係機関・団体の皆様、事業者の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました第4次船橋市地域福祉計画策定委員会の皆様、24地区市民会議にご参加いただいた皆様、アンケート調査やパブリック・コメントにおいて貴重なご意見、ご協力をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様、事業者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和4年3月



船橋市長 松戸 徹

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	この計画でめざすこと ～地域福祉とは～	2
2	地域福祉の役割分担	3
3	計画策定の趣旨と背景	5
4	地域共生社会について	8
5	計画の位置づけ	10
6	計画の期間	15
7	策定体制	16
第2章	船橋市における地域福祉の現状と課題	17
1	第3次船橋市地域福祉計画の進捗	18
2	船橋市の現状	26
3	アンケート調査等から見える現状	32
4	地域福祉を取り巻く課題等	66
第3章	計画の基本的な考え方	71
1	船橋市地域福祉計画の理念	72
2	計画のメインテーマと基本方針	73
3	計画の施策体系	75
4	重点施策 ～地域共生社会の実現に向けて～	76
5	計画の進捗管理と評価	77
6	新型コロナウイルス感染症の影響と地域福祉の推進	78

第4章 【基本方針】柱1 心をつなぐ地域づくり

～先ずは知り合い～ 81

- 基本施策（1）人と人がふれあう環境の創造 83
- 基本施策（2）相互理解の促進 88
- 基本施策（3）心をつなぐ仕組みづくり **重点施策** 92

第5章 【基本方針】柱2 楽しく暮らせる地域づくり

～共に楽しみ・遊んで～ 97

- 基本施策（1）社会参加の促進・生きがいの創造 **重点施策** 99
- 基本施策（2）地域を核とした健康づくりの促進 103
- 基本施策（3）居住・移動の自由の確保 107

第6章 【基本方針】柱3 安心して暮らせる地域づくり

～困ったときには助け合う～ 111

- 基本施策（1）包括的な相談支援体制の充実 **重点施策** 113
- 基本施策（2）生活困窮者等への支援の推進 118
- 基本施策（3）防災・防犯対策の充実 125
- 基本施策（4）地域医療・地域見守り体制の充実 129
- 基本施策（5）権利擁護と虐待防止の推進 133

第7章 地域福祉推進のための仕組みづくり

～活気と温もりのある地域を目指して～ 139

- 1 地域共生社会実現のための基盤体制強化 140

資料	157
1 船橋市地域福祉計画策定委員会	158
2 船橋市地域福祉計画策定に係る庁内体制	162
3 パブリック・コメント	168
4 用語解説	169

※ この計画のなかでは、「子供」の表記については、漢字2字の表記としておりますが、法令用語や国が定めた制度等において「子ども」の表記が用いられている場合は、「子ども」と表記しております。

また、「障害のある人」の表記については、法令用語や国が定めた制度等において「障害者」の表記が用いられている場合（身体障害者、障害者手帳など）は、「障害者」と表記しております。